**○厚生労働省告示第四百一号**

有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）第二十四条第二項の規定に基づき、昭和四十七年労働省告示第百二十三号（有機溶剤中毒予防規則の規定により掲示すべき事項の内容及び掲示方法を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十七年一月一日から適用する。

平成二十六年十一月四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第三号(1)中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同号(2)中「の頭を低くして横向き又は仰向きに寝かせ」を「を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で」に改め、同号(3)中「口中の異物を取り除く」を「消防機関への通報を行う」に改め、同号(4)中「は、すみやかに、人工呼吸を行なう」を「や正常でない場合は、速やかに仰向きにして心肺そ生を行う」に改める。

**○農林水産省告示第千五百三十九号**

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行令（昭和二十九年政令第二百三十三号）第五条第二項の規定に基づき、同項の農林水産大臣の指定する者を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十六年十一月四日

農林水産大臣　西川　公也

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行令第五条第二項の農林水産大臣の指定する者は、次の各号に掲げる者とする。ただし、当該各号に掲げる者の設置する他の乳業施設についての同項の規定の適用については、この限りでない。

一　酪農経営を営む者その他の者であって、その設置する乳業施設（生乳の処理又は加工の能力が一日三千リットルを超えるものを除く。）において一年間に使用される生乳の数量の五割以上が自ら生産した生乳（当該者が酪農経営を営む者以外の者である場合にあっては、次に掲げる者が生産した生乳）であるもの

イ　当該者と共同して作成し、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第四条第一項の認定を受けた計画に従って同法第二条第二項に規定する食品生産製造等提携事業を実施する同項に規定する農林漁業者又は農業協同組合等

ロ　当該者と共同して作成し、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第四条第一項の認定を受けた計画に従って同法第二条第四項に規定する農商工等連携事業を実施する同条第二項に規定する農林漁業者

ハ　当該者が地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）第六条第三項に規定する促進事業者として実施する同法第五条第四項第一号に掲げる措置に関する計画を含め、同条第一項の認定を受けた計画に従って同法第三条第四項に規定する総合化事業を実施する同条第一項に規定する農林漁業者等

ニ　その他当該者と生乳の安定的な取引関係にある者として都道府県知事が定める者

二　酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）第二条第二項に規定する乳業を行う者その他の者であって、その設置する乳業施設において一年間に使用される生乳の数量の五割以上が輸出の用に供する飲用牛乳又は乳製品の原料であるもの（当該乳業施設において一年間に使用される生乳のうち輸出の用以外の用に供する飲用牛乳又は乳製品の原料であるものの一日当たり数量が三千リットルを超える場合を除く。）

**○農林水産省告示第千五百四十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十一月四日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　熊本県下益城郡美里町中郡字大谷二八〇九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大谷二八〇九（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千五百四十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十一月四日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　山形県天童市大字田麦野字墓土山三沢山ツキノキ山大畑山押切山一三二一の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び天童市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千五百四十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十一月四日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　山形県天童市大字田麦野字墓土山三沢山ツキノキ山大畑山押切山一三二一の一（次の図に示す部分に限る。）、字大畑山一三二七の一三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び天童市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千五百四十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十一月四日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　山形県東村山郡山辺町大字北作字上芦沢二五四四の二、二六四四の一（次の図に示す部分に限る。）、二六四五の一、字槍実沢二六四四の二、二六四五の三、二七五三の一・二七五三の一七・二七五三の七八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二七五四の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上芦沢二六四四の一・二六四五の一・字槍実沢二六四四の二・二七五三の一七・二七五四の五（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び山辺町役場に備え置いて縦覧に供する。）